

令和7年度サポートティーチャー募集要項

福島県教育委員会

1 事業の目的

サポートティーチャー派遣事業は、大学（院）生や退職教員等の有用な外部人材を、サポートティーチャーとして小・中学校（義務教育学校を含む。以下同じ。）や市町村教育委員会に配置し活用することにより、児童生徒の心のケアや学習のつまずきの解消、ひいては心の安定を図ることを目的とする事業です。

2 募集期間

令和7年3月5日（水）から令和7年4月11日（金）まで

3 応募資格

次の（1）～（3）のいずれかの要件を満たす者とする。

- （1）大学生、大学院生、教職員経験者等
- （2）18歳以上で、学校教育に対する見識と高い関心を有する者
- （3）その他、市町村教育委員会教育長や学校長の推薦を受けた者

4 業務内容・勤務先

- （1）サポートティーチャーⅠ（学習）【勤務先：小・中学校、市町村教育委員会が指定する学習センター等】
 - ア 放課後等や長期休業における学習支援や個別の相談活動
 - イ 不登校児童生徒等に対する個別の学習支援と相談活動
 - ウ 市町村教育委員会が主催する土曜学習会等における学習支援
- （2）サポートティーチャーⅠ（読書）【勤務先：小・中学校】
 - ア 学校図書館の整備、読み聞かせ等、学校司書業務等の支援
- （3）サポートティーチャーⅡ【勤務先：小学校】
 - ア 理科の授業における児童への支援
 - イ 観察、実験等の準備、後片付けの支援
 - ウ 観察、実験等に関わる校舎内外の環境整備
 - エ その他、経験等に応じて観察、実験等の計画立案や教材開発の支援

5 募集人員

- ・サポートティーチャーⅠ（学習・読書合わせて120名程度）
- ・サポートティーチャーⅡ（60名程度）

6 勤務期間

令和7年6月中旬～令和8年2月下旬
（配置される小・中学校や市町村教育委員会によって異なる。）

7 勤務条件

- （1）サポートティーチャーⅠ（学習）は、1校又は1教育委員会につきそれぞれ1年間に**65時間**の勤務を上限とする。サポートティーチャーⅠ（読書）は**66時間**の勤務を上限とする。（配置を希望する学校等が多い場合には、配置時数を調整することがある。また、教育委員会が複数配置を希望する場合にはこの限りではない。）サポートティーチャーⅡは、1校につき1年間に**27日以内（1日3時間程度、**

年間計 81 時間以内) の勤務とする。

また、1 人のサポートティーチャーが 2 校以上の支援をすることやサポートティーチャー I と II を兼ねることも可能。

なお、サポートティーチャーと他職を兼務する場合は、サポートティーチャーの勤務時間数が制限されることがある。

(2) 報酬は、1 時間につき 1, 050 円とする。

(3) 旅費 (通勤手当相当) は、福島県旅費条例により別途支給する。

8 応募書類

応募者は、「サポートティーチャー志願書」(所定用紙使用)又は市販の履歴書を提出すること。

(写真は 40mm×30mm 程度、上半身、無帽で令和 7 年 1 月以降に撮影したもの。裏に氏名を記入し、所定欄に糊付けする。)

※ 「サポートティーチャー志願書」は、募集期間中に福島県教育庁義務教育課 WEB サイトからダウンロードすることができる。

(<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/70056a/sapot.html>)

9 選考方法

提出書類及び 4 月下旬～5 月上旬に県内 5 会場で実施する事業説明会 (事前研修)・面接等により選考する。なお、事業説明会・面接の期日等は、義務教育課 WEB サイトにある「事業説明会 (事前研修) 及び面接について」を参照のこと。

※ 令和 2 年度より、サポートティーチャーは「会計年度任用職員」となったため、必ず事業説明会に参加して面接を受けること。都合により参加できない場合は、事務局まで相談すること。

10 選考結果の通知

令和 7 年 6 月上旬ごろに選考結果を通知する。

11 応募書類送付先

〒960-8688

福島市杉妻町 2-16

福島県教育庁義務教育課 サポートティーチャー派遣事業事務局 宛

12 応募上の注意

(1) サポートティーチャー志願書は、募集期間中に事務局へ郵送すること。

その際、封筒の左端に「サポートティーチャー志願書在中」と朱書すること。

(2) 身体に障がいがある等により面接等で配慮を必要とされる方は、事前に事務局へ電話連絡をすること。

13 問い合わせ先

福島県教育庁義務教育課 サポートティーチャー派遣事業事務局

電話 024-521-8462

平日 午前 8 時 30 分～午後 4 時 30 分 (土・日曜日及び祝日は除く。)

※ なお、本事業は、令和 7 年度福島県当初予算が可決され文部科学省との契約締結を経てからの開始となる。